



平成28年(ワ)第6692号 損害賠償請求事件

原告



被告 田嶋清一 外1名

準備書面1

2016年8月5日

東京地方裁判所民事第16部合議2B係 御中

被告訴訟代理人弁護士 萩 尾 健 太



同 指 宿 昭 一



同 中 井 雅 人



第1 原告の主張に対する認否反論

1 「1 被告の求釈明に対する回答」について

(1) 原告が訴外学園の経営から退いた「諸事情」について

原告が訴外学園の経営から退いた理由である「諸事情」は、原告が名誉毀損に該当すると主張する事実、摘示された事実によって社会的評価が低下するか否かに密接に関連するものであるところ、釈明の必要性は極めて高い。

(2) 「名誉毀損に該当する事実摘示部分の特定について」について

ア 「ア 該当ビラ」について

第1段落は認め、その余は争う。

イ 「イ 週刊新潮」について

第1段落は認め、その余は争う。

ウ 「ウ 東京地方裁判所の判決文」について

第1段落及び第2段落は認め、その余は争う。

原告が第2段落で記載する「判決文」のうちどの部分を摘示することが名誉毀損に該当するのか明らかにされたい（求釈明）

エ 「エ 原告が受け取った通知書」について

第1段落は認め、その余は争う。

原告は第2段落において「全く事実と反する記載が存在する」と主張するが、真実性の立証対象を特定できないため、具体的にどの記載が事実と反するのか明らかにされたい（求釈明）。

オ 「オ 週刊新潮平成22年7月29日号の記事」について

第1段落は認め、その余は争う。

(3) 「(3) 女子留学生に対する解決金の支払いの有無及び金額について」について

解決金支払いの有無及びその金額は、平成24年6月6日付通知書の内容の真実性（前記1(2)エの求釈明とも関連。）、原告が何度も主張する原告の「更生」「社会復帰」の存否を判断する上で不可欠な事実であり、本件争点と密接に関連するものである。多額の和解金を支払った事実は、平成24年6月6日付通知書の内容の真実性を推認させると同時に、原告が「更生」「社会復帰」などしていないことを推認させるからである。

また「相手方である女性留学生のプライバシーにかかわる事項」であることは認めるが、プライバシーにかかわる事項だからこそ、被告側で調査できないのである。釈明の必要性は明白である。

(4) 「(4) 『社会復帰』の意味について」について

被告らは、答弁書第2の4(4)イ〔6頁〕において、「原告が主張する『社

会復帰』は、訴外[]大学（以下、単に「[]大学」ともいう。）において一定の地位に就くことを意味しているのかどうか明らかにされたい」と釈明を求めた。これは、「社会復帰」の定義の釈明を求めているわけではないし、まして揚げ足をとっているわけではないことは明らかである。原告自らが主張しているところからも明らかであるが、「社会復帰」の存否及びその内容は、事実摘示による社会的評価低下の有無、公益性、真実性等、本件のあらゆる争点と関連するものであり、被告らの求釈明の中でも、もっとも釈明の必要性の高いものである。

原告が主張する「社会復帰」は、[]大学において一定の地位に就くことを意味しているのか、そうでないのであれば、「社会復帰」の具体的内容を明らかにされたい（求釈明）。

2 「2 プライバシーの侵害について」

(1) 「(1) 最高裁判所平成6年2月8日判決」について

最高裁平成6年2月8日判決（甲21）が存在することは認めるが、本件に射程が及ぶものではない。

なお、最高裁平成6年2月8日判決は、「プライバシー」という文言は使用していない。

(2) 「(2) 本件ではプライバシー侵害が認められること」について

ア 第1段落について

原告が愛知県において平穏な生活を送っていることは不知、その余は否認ないし争う。

イ 第2段落について

争う。

原告が「関連性がなく、必要性がない」という理由が不明であるが、この点はおくとしても、原告は、訴外学園に強大な影響力を有してい

るのであるから、被告らとしては訴外学園の健全化のためには、原告が過去に強制わいせつ被告事件で懲役刑を受けた事実、出所後も女性留学生に対する性的暴行とも評価できる事件を発生させている事実を摘示することは必要不可欠である。このように関連性も必要性も高度に認められるのであるから、被告らの悪質性は皆無である。

ウ 第3段落について

争う

エ 第4段落及び第5段落について

原告が引用する甲22及び甲23の判決が存在することは認めるが、前記2(1)と同様、本件とは事案を異にするため射程が及ばない。

3 「3 被告田嶋意見陳述について」

原告の内心については不知、その余は否認ないし争う。

なお、原告は「本件ホームページ上の記載を抹消していただきたい。」と主張するが、この点は本件の争点とは無関係であり、認否の限りでない。

4 「4 被告らによる新たな名誉毀損行為」について

甲24及び甲25の記事を掲載したことは認め、その余は争う。

前科の公表を複数回行う被告らの態度から、「原告に対する強い悪意が感じとれ…被告らの行為が公益目的であるはずがない」というのには看過し得ない論理の飛躍がある。公表を複数回行っているのは、その必要性が存在するからであり、公表が複数回であることをもって公益目的がないと判断されるのであれば、本件のようなケースにおいて、およそ公益目的の前科等公表が存在し得ないことになる。

5 「5 被告らの主張に対する認否及び反論」について

争う。

第2 被告らの主張

と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、結局、不法行為は成立しないものと解するのが相当である（最高裁昭41年6月23日・民集20巻5号1118頁）。

被告らが摘示する事実は、判決に基づくものであり、すべて真実である。通知書（乙13）等が摘示する事実の真実性については、原告の釈明の後、主張する。そのため、以下においては、公共性と公益性について主張立証する。

ア 訴外NPO法人 [REDACTED] の理事であることについて

原告は、訴外特定非営利活動法人（NPO法人） [REDACTED]

[REDACTED] が平成25年10月31日設立されて以来、同法人の唯一の理事に就任している（乙5）。同法人は、東南アジア諸国からの日本への留学生に留学生生活全般の支援をしていくことで、日本と東南アジア各国間の人材育成交流活動を行うことを目的としているようである（乙5）。また、同法人の資産の総額は、平成26年6月9日の登記時点において、金4081万5492円である。

このように原告は、資産総額4000万円を超えるNPO法人の唯一の理事に就任しているのであり、社会的影響力の強い人物であるといえる。また、原告が、前記第2の1(1)でも述べたとおり、過去の性的暴行事件の被害者が女性教職員及び留学生であったことからすると、留学生の生活支援をすることを目的とする法人の理事という原告の地位と過去の性的暴行事件の関連性は極めて高いといえる。そうすると、留学生の生活支援を目的とする法人の理事が、女性教職員を被害者とする強制わいせつ被告事件により実刑判決を受け、出所後も留学生との間で性的暴行を問題視され、あるいは性的トラブルを繰り返し生じさせている事実等は、上記NPO法人の理事の適格性に密接に関連する事実であり、これはまさに「公共の利害に関する事実」であり、同事実の摘示が「公益

を図る目的」であることは明白である。

イ 訴外■■■■■■■■■■ 保育園の理事長をしていることについて

原告は、訴外社会福祉法人■■■■■■■■■■ 保育園（以下単に「■■■■■■■■■■ 保育園」という。）の理事長に就任している（乙6-1）。この■■■■■■■■■■ 保育園は、■■■■■■■■■■ 大学とグループ校の関係にある（乙6-2）。また、■■■■■■■■■■ 保育園は、■■■■■■■■■■ 大学伊勢崎キャンパスからヤギの「こゆき」ちゃんを受け入れる等、■■■■■■■■■■ 大学と密接な連携をとりながら運営されている（乙6-2）。

そうすると、■■■■■■■■■■ 保育園理事長である原告は、グループ校である■■■■■■■■■■ 大学に対し、影響力を有していたといえる。

また、保育園理事長という地位それ自体が、社会的存在である保育園及び保育園が存在する地域社会に強い影響力を有する地位だといえる。子どもの健全な発育という観点からすれば、前記第2の1(1)と同様、被告らの摘示する事実は、原告の地位との関連性が高く、「公共の利害に関する事実」であり、同事実の摘示が「公益を図る目的」だといえる。

ウ 原告の■■■■■■■■■■ 大学への関与との関係について

答弁書でも述べたとおり、原告は、平成22年7月から、■■■■■■■■■■ 大学事務総長として雇用され、法人運営に関与してきた（乙7）。平成22年9月末、■■■■■■■■■■ 大学は、原告の雇用自体は解消したが、原告を一切大学法人に関与させない旨の文科省への報告後も、原告に対しコンサルタント料という名目で約1941万円の支払いをしていた（乙7）。それだけでなく、文科省の大学設置・学校法人審議会によると、元理事長である原告の大学法人に対する影響力の排除に関する実効性が担保されているか疑義があると認定され、■■■■■■■■■■ 大学に学部等の新設を認めない旨の答申がされているのである（乙7）

原告が■■■■■■■■■■ 大学に対し、強大な影響力を有していなければ、出所

直後に、刑事事件の現場となった大学法人に雇用されることなどあり得ない。まして、雇用を解消した後も、約1941万円もの金銭の支払いを大学法人から受けることができるなど、[redacted]大学に対し、強大な影響力を有していなければ実現不可能なことである。これと、文科省審議会の答申及び乙4における原告の指示内容をも合わせ考えれば、少なくとも2012年の時点においては、原告が[redacted]大学に対し、強大な影響力を有していたことに疑いはない。

また、このような強大な影響力が突如として失われるのは通常考えられないこと、原告が現に[redacted]大学と密接に関係する(1)(2)のような地位にあることからすれば、原告は、現在においても[redacted]大学に強大な影響力を及ぼしているといえる。

エ 小括

以上、ア～ウからすれば、原告の現在の地位それ自体が強い影響力を有する地位であり、かつ原告が現在でも[redacted]大学に対し強大な影響力を有していること、この地位と原告による過去複数回の性的暴行事件との関連性からすれば、原告が名誉毀損に該当すると指摘する事実は、「公共の利害に関する事実」であり、同事実の摘示が「公益を図る目的」であることは明白である

2 プライバシー侵害について

被告が引用する最高裁平成6年2月8日判決が挙げる判断要素に依拠したとしても、「プライバシー侵害」は認められないことを主張する。

(1) 原告の生活状況について

原告引用の判例では、「都内のバス会社に運転手として就職したこと」、「妻にも前科を秘匿していたこと」、「本土では新聞報道もなく、東京で生活している被上告人の周囲には、その前科にかかわる事実を知る者は

いなかった」、「本件事件及び裁判から本件著作が刊行されるまでに12年の歳月が経過している」等、社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していた事実を詳細に認定している。

一方、本件では、前記第2の1(2)で述べたとおり、原告は社会復帰等の具体的内容を明らかにしないばかりか、出所後も性的暴行事件を起こしており、社会復帰に努めていたとは到底評価し得ない。

したがって、原告は、前科にかかわる事実を公表されないことにつき法的保護に値する利益を有していたとはいえない。

(2) 事件それ自体の歴史的又は社会的意義

原告が実刑判決を受けた強制わいせつ被告事件（甲12）は、大学総長であった原告が、同大学の女性教職員複数名に対し、その権力関係を利用して、強制わいせつを行った事件である。罪名自体が強制わいせつという重大な人権侵害事件であること、大学総長という立場にある者が大学内で犯行を行ったという悪質な犯行態様などから、広く報道され、社会的にも大きく注目された事件である。大学の存亡自体が問われるほどの大事件（現に原告の影響力を排除できていないことを理由に新学部等の設立が承認されなかったことは前述のとおりである。）だといえる

(3) 原告の社会的活動及びその影響力

前記第2の1(2)で述べたとおり、原告は社会的影響力の強い地位にある。

(4) 公表の意義及び必要性

文科省答申でも言及されているように、原告の影響力を排除した大学運営を構築し、民主的な大学運営を目指すのは、学生の勉学にとっても、教職員の労働環境、教育環境、研究環境にとっても、必要不可欠なことである。このためには、原告による性的暴行事件や大学法人に対する影響力等について事実摘示せざるを得ない。

また、原告の影響力が及んでいる大学等関係機関において、留学生・

教職員等が原告による性的暴行の新たな被害者にならないためにも公表は必要不可欠である。

(5) 小括

以上より、仮に、原告が前科にかかわる事実を公表されない法的利益を有するとしても、前述のような意義・必要性を有する本件事実の摘示行為に優越する利益だとは到底いえない。

3 結論

以上より、被告らの事実摘示により、原告の社会的評価は何ら低下しておらず、仮に社会的評価の低下があったとしても、違法性阻却が認められ、被告らが名誉毀損について責任を負うことはない。また、原告がいう「プライバシー侵害」も認められない。

以 上